

## 令和7年度第1回徳島県農林水産関係事業適正化委員会

### ○会議概要

1 日時 令和7年8月6日（水）午前10時から正午まで

2 場所 徳島県庁6階 601会議室

3 出席者

#### 【委員】（50音順敬称略）

小出 直史 株式会社キョーエイ すきとく市部 部長

内藤 真由子 ケーブルテレビ徳島株式会社 営業戦略部 課長

中瀬 敬一 （特定非営利活動法人）徳島県消費者協会 常務理事

橋本 直史 徳島大学 生物資源産業学部 准教授

服部 武文 徳島大学 生物資源産業学部 学部長

#### 【県】

平畠 聰一郎 農林水産政策課長

水口 晶子 みどり戦略推進課長

中原 幹起 農山漁村振興課長

渡辺 裕恭 鳥獣対策・里山振興課長

須恵 丈二 林業振興課長

鎌田 信一郎 水産振興課課長補佐

### 4 議事

- (1) 強い農業づくり総合支援交付金
- (2) 多面的機能支払交付金
- (3) 中山間地域等直接支払交付金
- (4) 鳥獣被害防止総合対策交付金
- (5) 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金
- (6) 農山漁村振興交付金
- (7) 浜の活力再生交付金

### 5 議事概要

- (1) 強い農業づくり総合支援交付金

〔委員〕

現在の施設の規模、それから将来的に建屋及び設備はリーフレタス以外に活用できるのか。

〔県〕

現在は、建屋が1棟で約310平米。現施設は、新たな施設を整備した後、廃止する予定。また、新たな施設は、リーフレタスの生産量の強化を目的に整備を行うので、原則、他の品目を栽培することはできない。

〔委員〕

契約取引は、契約内容による販売量の低迷や不意の打ち切りといったリスクを内包していることが考えられるが、事業実施主体はこのようなリスクを認識し、代替的な販売ルートを構想しているのか。

〔県〕

契約取引については、取引単価や数量を記載した契約書・覚書を実施主体から県に提出していただき、施設整備後において安定的な販売先が確保できていることを確認することとしている。不意の契約打ち切りまでを想定した販売計画とはなっていないが、販路を拡大することによりリスク軽減を図ることとしている。

〔委員〕

リーフレタスは完全人工光型で栽培するということであるが、光の条件については既に十分検討していて、リーフレタスの栽培にベストな条件という理解でよいか。

〔県〕

そのとおり。室内の温湿度や光の強度、照度時間といった栽培環境は、リーフレタスで実績のあるシステムを採用する予定。

〔委員〕

人工光型ということで、近年の猛暑や異常気象も関係なく、1日の収量は大体安定させられるということか。

〔県〕

外部環境に左右されることなく安定して生産できる。

〔委員〕

季節関係なく一年中ということか。

〔県〕

そのとおり。

〔委員〕

リーフレタスは、現在、水耕や光型など、他県でもたくさん取り組まれているようなので、販売先が飽和状態になってくるのではと思っているが、整備後の施設で他の品目の栽培はできるのか。

〔県〕

栽培システム的には、例えばハーブなどは栽培できるようなシステムであるとは聞いているが、国の補助事業において、リーフレタスの生産を目的に採択を受けているので、原則、他の品目は栽培できない。

〔委員〕

トマトとかキュウリとか、色々なものができそうな気がするが、承知した。

〔委員〕

人工光型の植物工場ということであるが、地域の雇用、また、障がい者の就労先として考えているか。他県の事例で、同様に人工光型で取り組む際、農福連携等々で障がい者の方々を雇用する事例や、他の市町村でも、人工光によるレタス栽培で地域の雇用を作ることをメインに取り組んでいる事例も聞いたことがある。本事業は地域の雇用や波及効果、障がい者の農福連携等々、雇用面の情報があれば教えていただきたい。

〔県〕

農福連携というところでは、就労施設との連携はしていないが、現施設で、障がいのある方を雇用しており、新しい施設でも引き続き雇用すると聞いている。地域内の雇用については、今回生産量が大きく増加する計画になっているので、地域住民の雇用に繋がると考えている。

〔委員〕

電力を使う場合、万が一の停電の時に対する対策等はあるか。

〔県〕

非常用電源を導入する計画になっておらず、停電時の対策はできていない状況。完全人工

光型は電力が必須であるので、地震などの災害に備えた対策を推進していきたい。

〔委員〕

植物なので、どのくらい光を当てておいたらよいかとか、培養の温度はどうか、など、適する栽培環境があると思う。一定期間、停電になった場合の影響も色々あると考えられるので、確認しておいていただきたい。また、本事業では、電力等々を強化して栽培施設を作る場合に、例えば二酸化炭素が新たにどのくらい発生するかは、確認することとなっているか。

〔県〕

この「強い農業づくり総合支援交付金」では、二酸化炭素の発生量に関する要件は定められておらず、今回の事業計画においては確認していない。

〔委員〕

もしかしたら将来、こういう事業を実施するときに、エネルギーをどのくらい使うかというようなことにも関係が出る可能性があると思うので、考えに入れておいていただけたらと思う。

〔委員〕

トラックで運ぶと思うが、トラックを着ける場所は、出荷作業場かどこかで、プラットホームのようなものを作るのであるのか。

〔県〕

荷さばき室に梱包の終わった段ボールを置き、そこからトラックに積載することとなっている。

〔委員〕

では温度は一定で、トラックに載せるということか。

〔県〕

そのとおり。

## (2) 多面的機能支払交付金

〔委員〕

活動組織が増加している市町村はどこか。また、市町村の傾向は何かあるのか。

〔県〕

増加しているのは鳴門市が1つ、阿南市が3つ、美馬市が3つ、上勝町が3つと石井・那賀・海陽で1つずつ、である。

傾向について、阿南市は一番面積が広いが3つ増え、上勝町は非常に平地面積が少ないが、そこでも3つ増えており、物理的に表せる共通点は無かった。やはり地域の中心になって動いてくださる方がいることが共通しており、そこが一番大きな要因と感じているところ。

〔委員〕

適切な事業執行や新規活動組織の掘り起こし等に係る個別説明会は、説明にあった4つ以外で実施はできないのか。また、活動組織が無い市町村が6つあるが、ここへの取組はどうか。

〔県〕

まず、県で説明会や研修会を、活動組織の無い市町村も含めて開催しており、活動組織がない市町村にも出席していただいている。引き続き、市町村に対して説明会等を開催していきたい。

また、令和6年度は、4つに対して個別説明会を開催した。農家の方または一般の方からこういうことができないか、というご相談をいただいた場合に、説明に参っている。

負担割合は国が50で県が25、市町村25で、市町村に新たに25%の予算を取ってはいけないといけない。そして、組織からまず市町村に申請がなされるので、市町村としても、お金だけではなく書類をチェックする人員を配置いただく必要があり、新たな取組に関しては市町村の協力が不可欠であるので、そこを勘案しながら進めていきたいと思っている。地域の方からご相談があれば、「是非ともやりませんか」という方向で、当然市町村も巻き込んでPRしていきたい。

〔委員〕

多面的機能支払交付金に関する事務として、農村RMOは3年間の国の補助金で活動の土台を整えていくという事業であるが、3年経過後後のビジョンは見えているのか。

〔県〕

令和5年から、赤松・椿・加茂谷の3つでRMOの組織作りがスタートし、今年度で終了という状況。

赤松は、中山間直払の組織がベースとなっており、例えば本事業でラジコン草刈り機等を導入したり、中山間直接支払の事務を収入源にしたり、それから今後地域内の農地集積の仲介と管理を行って収入に繋げていく形に持っていくところ。

椿は、自動給水栓や自動排水などスマート農業、それから温度変化が分かるモデル的な施設を設置し、今後それを本格的に整備していく。圃場整備も含めてそういう施設を導入して省力化し、少数の農家、地域の方が引き受けてやっていくという形に持っていくとしているところ。

加茂谷は、国の交付金を活用し、デマンドタクシーの導入や子供の居場所の確保を進めておりまして、3年間は国の補助により順風満帆に進められるかもしれないが、そこから先は国からの直接の補助は無いため、地域ごとの様々な取組により、細く長く続けられる土台はできたのではないかと思っている。

この3地区の取組を見て、県内のほかの地域でもRMOにチャレンジしたい地域が出てきて、令和6年からは奥阿波、今年度からは美馬市郡里とつるぎ町端山地区が取り組んでいます。人口が減少している地域であるが、組織を作って、なんとか集落を維持していくとしている。

〔委員〕

ここでいう組織というのは、何のことを持っているのか。

〔県〕

農家個人では対象とならず、何人かが集まって活動をする必要があり、元々ある土地改良区とか水利組合が受け皿になっているところが多いというのが実情。

〔委員〕

各地域に昔からある、コミュニティではないけども、それが今の名目の「組織」というものか。

〔県〕

例えば、改良区を構成するメンバーが「もう改良区はいいかな」とか「我々だけでやらなければ」となった際に、新たに組織にしていただくこともある。

〔委員〕

相談に行く場合は、市町村に行くのか、県に行くのか。

〔県〕

市町村により対応がまちまちであるが、最初の相談は市町村に行っていただきたい。

〔委員〕

用水路の泥上げとか、そういうのをやっていただく？

〔県〕

用水路は、地域の皆で使う水が入ってきているので、皆で管理をするのが通常であって、自分の田んぼに水を引く水路を、「自分でするのが面倒だから」とかいうのはご遠慮いただいている。

〔委員〕

地域を巻き込んで実施するのはよいか。

〔県〕

地域を巻き込んで、地域で、みんなでやっていくというふうに計画に位置付けたら、胸を張ってやっていただける。

〔委員〕

重点事項の「事務支援ソフトの導入」について、全国的には4分の1ぐらいで、徳島県がゼロということであるが、ソフトの金額とか、或いは使い勝手が難しいとか、色々と問題があるとか、それとも単に徳島県のとっかかりが遅れているのか、どういった理由なのか。また、「コンプライアンスの徹底」という記載があるが、あえてこういう言葉が記載されることは、何かコンプライアンスの問題が発生したのかをお聞きしたい。

〔県〕

事務支援ソフトの導入にかかるのは約8万円、その8万円も単年の経費で購入できる。年間いくらかのお金をいただいているので、それを導入費用に活用できる。人件費にも使えるが、一年間人を雇って事務作業ができるだけの金額ではない。

〔委員〕

何百ヘクタールと取り組んでいるところは？

〔県〕

1千万単位で大きいところは、そういうところもあるが、なかなか「事務専用の人を雇つて常駐で」というのは難しい。県のPRが足りないこともあると思う。また、パソコンを使うのに抵抗がある高齢の方が多いことも一つの原因だと考えている。

コンプライアンスについては、過去には新聞沙汰なども、と聞いている。

〔委員〕

ここ数年はない？

〔県〕

全国的には2年に1回程度大きな事件があるので、国を挙げてコンプライアンスに関してしっかり周知徹底して、小さな組織であっても一人で事務をさせない、皆でチェック体制を持ちましょう。というのを常日頃からお伝えしている。全額公費で各活動組織に入ってくるので、そこはやはり引き締めていかないなと思うところ。

### (3) 中山間地域等直接支払交付金

〔委員〕

協定参加の減少を見据えて更なる市町村との連携が必要であるが、市町村のマンパワーも不足している中でどのように取り組んでいくのか。また、農協職員等への周知・理解に向けた協力も必要ではないか。

〔県〕

中山間地域等直接支払制度は、高齢化と担い手の不足により、協定参加者の減少が進んでいるのが現状。このため、県では地域の実情を的確に把握して効果的な支援に繋げられるよう、現状や課題、例えば協定継続や、ネットワーク化にあたっての要望等についてアンケート調査を実施する、ということを予定している。このアンケート調査を基に、市町村ごとの課題に応じた具体的な支援方針を検討し、市町村担当者向けの説明会、集落ごとの個別相談会をきめ細やかに開催することで、市町村との連携を高めていこうと考えている。

また、令和7年度から始まる第6期対策に取り組むにあたり、ネットワーク化に加え、将来に向けて共同取組の活動ができるように、例えば自治会とか或いは企業、それから学校も含め、多様な組織に活動に参画していただく必要があると認識している。特に先ほど委員がおっしゃった農協職員をはじめ、地域農業の現場を熟知する方々には積極的な情報提供を行い、集落の共同取組活動に参画していただけるように働きかけていきたい。企業、地域おこし協力隊、或いは地域に住んでいる非農業者の方など外部人材の活用、それからNPO法人、地域の支援組織などの連携も含めて、集落の維持に必要なマンパワーの確保を推進していきたいと考えている。

〔委員〕

令和7年度の推進方針における第5期対策と第6期対策の対策比較について、対象農地が地域計画区域内の農用地ということで、地域計画区域というのはどういうところか。また、加算措置のネットワーク化とは具体的にどのようなことか。

〔県〕

まず、地域計画というのは、農業者の高齢化や耕作放棄地の増加といった地域の課題に対応するために、各地域の農業者等が話し合い、10年後の農用地の利用、農業のあり方・目標を定めた計画のことであり、農業経営基盤強化促進法に基づき、今年3月までに市町村において策定されたもの。

具体的には、だれがどこでどのように農地を利用するかを明確にし、地域の農業を維持発展させるために具体的にどんな取組をすればいいのかを定めている。中山間地域直接支払制度の、中山間地域における傾斜地という農業生産条件の不利を補正することによって、将来に向けた農業生産活動の継続を支援するという制度・交付金の趣旨を踏まえて地域計画との調和を図るということで、今回第6期対策から、交付対象農用地の要件に、農業振興地域の農用地区域内の中で地域計画を策定した農用地を対象とする、ということになっている。

次に、加算措置のネットワーク化については、複数の集落協定の間における事務はそれがしているが、それを一元化する、或いは、2つあった集落協定を1つに統合するということをした上で中心的な役割を担う人材を育成・確保して、共同で農業生産活動を継続するために加算されるものとなっている。

〔委員〕

第6期の対策の中で、スマート農業加算というのがあるが、ここでいうスマート農業とは、具体的にどういうことを想定しているのか。

〔県〕

例えばリモコン式で、傾斜地に直接人が行かずに、自走式の草刈り機を入れて除草をするとかドローンによる農薬散布、それから、シカやイノシシが入ったら自動で捕獲する檻というイメージをしている。それに係るオペレーターの育成も含めて対象としている。

〔委員〕

現在第5期のところで生産性向上加算と書いてある。あまりスマート農業という言葉は出てきていないようにも思うが、第5期では、特に自動化させてやっている方が県下でどのくらいいるのか、ご存じであれば教えていただきたい。

〔県〕

加算措置に取り組む集落は少ない。できる限り使っていただけるように推進していくと考えている。

〔委員〕

スマート農業については、国も含めて「人が少なくなるからドローンを使って」とか「場

合によっては収穫も機械で」ということ推奨されているというのは分かるが、現場とのギャップがどのくらいあるのかな、というのを正直いつも思っている。これは次年度のことになるかもしれないが、どれぐらいスマート農業を現場に取り入れるかは、注視して適宜探索等お願い申し上げたい。

〔県〕

第6期対策のネットワーク化加算ということで、集落協定の統合ということが今回の大いき取組の1つとなっている。スマート農業を導入していくにあたって、どうしてもスケルメリットになると、小さな集落だと費用対効果の面でなかなか導入するのが難しいということになり、それであれば集落自体の取組を1つにして、そこへスマート農業を入れていくという形での事業の仕組みとなっていると考えている。なおかつスマート農業なので、集落の方が扱えないということであれば、企業に入っていただいた上で中山間の農業を維持していく、というスキームになっていると思うので、今後、スマート農業が取り入れられるようネットワーク化を進めていけたらと考えている。

#### (4) 鳥獣被害防止総合対策交付金

〔委員〕

鳥獣被害対策指導員というのは、現在何名の指導員がいて、どういう活動を行って、どのような効果が上がっているのか。

〔県〕

鳥獣被害対策指導員とは、県の登録制度。市町村・JA・農業共済組合等の職員を対象に鳥獣被害対策の基礎的な知識、指導方法等の研修を行い、鳥獣被害対策指導員として登録する。研修は、外部から講師を招き、野生動物の習性や被害対策の講義をはじめ、防護柵の設置や管理、集落の環境点検を行う。主に防護を中心に実習を取り入れた実践的な研修を実施している。

指導員の登録者数は、令和7年4月1日時点で75名、指導員は3年に1回の登録の更新で、累計で191名を育成。指導員の役割は、鳥獣被害の実態把握や、農家の要請に基づく防護柵の設置、被害対策に関する農家への指導助言、県と連携した被害防止対策の推進や情報の共有、県の各種施策への協力等、地域の実情に応じた効果的な被害対策の推進などである。

〔委員〕

中核的狩猟者とはどのような狩猟者を指すのか。

〔県〕

県では、会計年度職員も含めた市町村職員で組織する鳥獣被害対策実施隊や、狩猟免許を取得しているものの捕獲実績のない狩猟者を対象にした野生鳥獣捕獲のスキルアップ研修を実施している。このスキルアップ研修を通じ、今後の新たな捕獲の担い手となり得る狩猟者を中核的狩猟者として位置づけている。今年度は新たに林業従事者や森林所有者などを対象に、捕獲免許の取得から実践的な捕獲に繋げて、野生鳥獣の捕獲のスキルアップを図り、中核的な狩猟者として育成していきたいと考えている。

〔委員〕

モンキードッグの養成、配置の状況はどうなっているのか。

〔県〕

モンキードッグは、野生鳥獣による農作物や生活被害を防止するために、サルなどを追い払いことなどを目的として訓練された犬のこと。モンキードッグの養成は、県内4箇所のモンキードッグ訓練所において、3か月以上の訓練を受ける必要がある。県が作成した「徳島県モンキードッグ利用ガイドライン」に基づき養成し、配置することとなっている。

養成から配置までの流れは、まず集落の方々に、窓口である市町村に相談いただく。その後、集落で犬を放すため、モンキードッグの活動に関する合意形成をしていただく。合意形成ができた上で、訓練所において候補犬のモンキードッグとしての適性を確認し、3か月の訓練に入る。それが終われば、市町村でモンキードッグの登録を行って初めて活動が開始されるという流れとなっている。

現在、モンキードッグを導入しているのは6市町村。令和6年度は新たに2頭が養成されている。現在活動しているモンキードッグは22頭で、これまでに71頭のモンキードッグを育成している。

〔委員〕

サルの位置情報をリアルタイムで共有できる最新式のGPS首輪による効果的な捕獲手法の検証について、サル以外のシカやイノシシも同様に実証はできるのか。

〔県〕

サルの位置情報をリアルタイムで共有できる最新式GPS首輪を用いたサル群に対しての検証については、雌の成獣の個体に装着して、行動域の位置情報を共有することで、事前の対策を行っている。サルは社会的動物で、群れで動き、雌は一生その群れの中で生活するため、単に1頭の個体だけの位置情報ではなく、群れ全体の位置情報を共有できることで、捕獲や追い払いに効果的な情報が得られると考えられている。一方、シカやイノシシは基本的にサルと違い群れで行動しないので、GPS首輪による位置情報を共有してもサルほどのメ

リットは得られず、同様の実証というのは難しいのではないかと考えている。

〔委員〕

鳥獣対策指導員の捕獲技術のスキルアップについて、研修会などはどれぐらいの頻度で行っているのか。

〔県〕

鳥獣被害対策指導員のスキルアップ研修については、令和6年度、県西部及び県東部と、南部の2地区に分けて12月から3月までに計6回実施した。内容は、野生鳥獣による農作物被害、生態・行動・習性に関すること、それから捕獲技術や防護柵の設置など、座学と実技を学び、技術のスキルアップを図っている。令和7年度も、同様に2地区で実施する予定。

〔委員〕

捕獲者の育成に係る活動として、どのようなことを行っているのか。

〔県〕

新たな捕獲者の育成については、一つは狩猟免許の実施回数を増やすこと、試験日を日曜日に設定するなどして受験環境を整備したり受験機会を拡大したりということに努めた。もう一つは55歳未満を対象として、免許の取得や実際に狩猟に参加するための実習などを具体的に支援するハンティングスクールを開催し、新人の狩猟者、いわゆるペーパーハンターを実猟者に育成していく取組を実施している。

先程も申したとおり、令和7年度は、森林（もり）を守るハンター育成事業として、林業従事者・森林所有者などを対象に新たな狩猟者として育成に取り組んでいる。

〔委員〕

令和5年度の鳥獣の捕獲実績が他年度に比べて少ないので何か理由があるのか。

〔県〕

令和5年度の捕獲実績のうち、イノシシとサルの捕獲実績が他年度に比べて大きく減少した。このうちイノシシについては令和4年、前年度の7月に感染が確認された豚熱の影響により、令和5年度の推定生息頭数がおよそ半減したと分析しており、推定生息頭数が減ったことによる影響であると考えている。サルについては、サルの餌であるシイ・カシ類のドングリが豊作で、サルが山から降りてこなかったため里山に近づく機会が減少したため、捕獲頭数が減少したと考えている。

〔委員〕

ジビエ利用の関係で、シカに比べてイノシシの利用割合が低く、取組が進んでいないよう見受けられるが、イノシシの利活用の問題及び利用促進に向けた課題について教えていただきたい。

〔県〕

イノシシは古くから食肉として利用されてきており、現代でも自家消費される割合が非常に高いため、イノシシがジビエ処理加工施設で処理をされて市場に流出する量が、一般的に非常に少ないとされている。一方、シカはイノシシよりも生息頭数が多く、捕獲数も多いため、ジビエ処理加工施設に持ち込まれて市場に流通する量が多くなっている。加えて、イノシシについては、令和4年7月に県内で豚熱の感染が確認されて以降、国の要請を受けて、イノシシの豚熱感染が確認された地域から半径10km圏内ではジビエとして市場流通や他人への譲渡を行わないよう要請をしてきた。現在は県内ほぼ全域が豚熱感染区域に指定されている状況。

イノシシのジビエ利用に関する豚熱対策については、令和5年度に国から「豚熱感染区域におけるジビエ利用の手引き」が示され、ジビエ処理加工施設が適切に感染処理をしていること、もう一つは、持ち込まれたイノシシが豚熱に感染していないことを確認することにより、豚熱の感染区域内でもジビエ利用は可能となった。これを受けて、県では関係者と協議を重ね、令和6年度中に国の手引きに沿って県が適切に解体処理していることを確認するための実施要領を定め、イノシシのジビエ利用の再開を進めているところ。

〔委員〕

主要鳥獣の捕獲実績について、令和6年で28,208頭とあるが、これは11月から2月までの狩猟期間の捕獲数と有害鳥獣の捕獲数とを合わせた数か。

〔県〕

そのとおり。1年間通じての数字である。

〔委員〕

猟師が狩猟期間に捕獲した頭数は把握しているのか。

〔県〕

シカは、狩猟が3,143頭、有害が13,619頭で、狩猟の3,143頭以外は全て有害駆除。一部細かく言うと別の事業で獲っている分もある。イノシシは7,330頭のうち1,612頭が狩猟、残りは全て有害駆除もしくはそれに準ずる対策。サルは狩猟の対象になっていないので、全て有害駆除である。

## (5) 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金

〔委員〕

高性能林業機械について、購入補助とリース補助で導入した機械はそれぞれどのようなものか。

〔県〕

今回該当する分については全て購入品であるが、リースに対する補助については別の年度で実施したので、事業体が購入を希望するかリースを希望するかによって選択ができるようになっている。

高性能機械のうち、主なものとして、プロセッサは丸太を区切って枝を払う機械、ハーベスターは立木をつかんで伐採し枝を払って区切る機械、フォワーダは区切られた材を乗せて林外へ運び出す機械、などがある。

〔委員〕

本交付金について、事業内容の担い手育成というところで、実際のところ機械の整備に対する補助をすれば素材の生産量も上がるし、報告をする上でも「達成」という報告ができるということは分かるが、例えば育林をしてくださる方を担い手として育成するとか、人数を増やすとか、そういうところに関してのお金の使い方についてはどのように考えているか。

〔県〕

本交付金は、あくまでも高性能林業機械の整備や間伐材の生産などハード的なものが非常に多い事業であり、担い手育成については、別の国の事業メニューで対策をしている。

国の「『緑の雇用』担い手確保支援事業」という事業で、新規事業者に対して1年目、2年目、3年目に支援をする事業があるほか、県では「徳島県森林整備担い手対策基金」を設け、担い手を育成したり、育林者の育成をしたり、といったことに取り組んでいる。

また、森林環境譲与税等を活用し、林業アカデミーを運営していただいている。

今回の事業の中でも、マーケティング力のある林業担い手の育成ということで、森林施業プランナーの育成や林業労働災害防止対策のための研修などソフト事業も設けられている。

## (6) 農山漁村振興交付金

〔委員〕

第1評価指標の具体的数値目標における「チップ工場関連での雇用 5人/年」について、

チップ関連会社は現状何社あるのか。

〔県〕

国の木材統計による調査結果であるが、県内では、専門にチップを作っている会社は6社、製材工場と兼務している会社は17社で、令和6年度現在、合計で23社という状況。

〔委員〕

雇用者数というのは、チップの生産量で左右されるという説明があったと思うので、この雇用というのはアルバイト等非常勤であり、常雇ではないのか。

〔県〕

森林組合が管理をしており、常雇の場合もアルバイトもあると思われるが、現在は4名雇用できているということである。

〔委員〕

町外に流れていた町内産チップ用の原木を集積する仕組みを整備するために必要なことは何か。

〔県〕

那賀町にも多くの林業事業体があり、県内の6社のうち、おそらく「元々付き合いがあるところに出荷していた」という場合もあると考えている。森林組合の営業努力にはなるであろうが、近くに工場ができて運賃もかかるから、「遠くに持っていく運賃分高く買い取るからウチに入れてくれないか?」というようなWin-Winのやりとりになってくるのではないか。

最近は運賃も非常に高くなっています、遠くに持っていくよりは近くがよく、それであれば持ってくる人に有利性を与える、というところになろうかなと思っている。

## (7) 浜の活力再生交付金

〔委員〕

イワシシラスの漁獲量が減少傾向との報道があったが、仮に漁獲量の減少が続いても、予定している施設の規模は漁獲量に見合うのか。

〔県〕

施設規模は漁獲量を前提として決定している。一方で、新聞報道にもあったが、漁獲量に

はどうしても増減が伴うので、過去5年の漁獲量を平均化した上で施設規模の算定に用いている。また施設規模の決定にあたっては、過小であるか・適正であるか・過剰であるか、3パターン確認をして、そのうち適正なものを選び今回の規模としている。

加えて今回の施設整備では、操業日数の増加、失っていた操業機会を回復させるという部分があるので、多少の漁獲量の減少があっても、過剰な施設にならないよう配慮している。

〔委員〕

和田島漁協における現状のプレート氷の1日の使用量はどのくらいになるか。

〔県〕

平均的な月では漁協の供給能力5トンに外部調達の3.5トンを加え、1日あたり8.5トンとなっている。

〔委員〕

和田島漁協の漁獲量が2,167トン/年間とありますが、金額でいうとどのくらいになるか。

〔県〕

約12億円となっている。

〔委員〕

シラス漁を営む漁業経営体数は、維持されているのか、減少傾向にあるのか。

〔県〕

減少傾向にあったが、最近は維持されている。

〔委員〕

シラスの不漁の原因は何か。

〔県〕

基本的には太平洋からイワシの卵が供給されて、紀伊水道にふ化しながら供給される。黒潮の流れが紀伊水道に入ってくれればシラスはとれるが、今期は黒潮の変動も大きいので、先日の報道でもあったように、今期の漁模様は低調となった。

本日の週間漁海況情報によると、1日1隻あたりのシラスの漁獲量が500キロということで、平年の漁獲量に戻ってきたというのが所感である。

〔委員〕

氷がとても重要だということはすごく感じるが、各地区の漁協は自前の氷も持っているが、全体的に足りていないというのが現状か。

〔県〕

基本的に製氷は非常に経費がかかるので、漁業者が減少する中、漁協が独自に製氷機を維持することが難しくなっており、製氷能力を超える需要が生じた場合、不足することもある。このような状況のため、県漁連では、各地先の漁業を支えるため、各漁協に氷を提供している。